

2021年 4月 22日

枚方市交通災害遺児奨学金
(ご案内)

常翔啓光学園中学校・高等学校 事務室 Tel 072-848-0521 (担当：高月)

保護者のみなさまへ

令和3年度（2021年度）枚方市交通災害遺児奨学生の募集について

本市では、交通事故により保護者を失った交通災害遺児に対し、交通災害遺児奨学金を支給することにより、交通災害遺児の健やかな育成と福祉の増進に寄与することを目的として下記のとおり枚方市交通災害遺児奨学生の募集をします。

記

1. 対象となる人

本市内に居住し、住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録を受け、交通事故により一方または双方の保護者を失った児童生徒。

2. 給付額

対象児童・生徒1名に対し、月額5,000円（年間60,000円）

3. 支給方法

◎ 前期（4月～9月）分は、9月中頃に6ヶ月分（30,000円）を申請者の指定口座に振込み。

◎ 後期（10月～3月）分は、3月中頃に6ヶ月分（30,000円）を申請者の指定口座に振込み。

（注）年度途中の事故発生等による申請者は、支給期間・支給額が異なることがあります。

4. 提出書類 [申請書は奨学生1人に付き、1枚提出してください。]

（1）継続の方（前年度申請者）は、① 申請書 ② 口座振替依頼書

（注）毎年度、申請が必要です。

（2）新規申請の方は、① 申請書 ② 口座振替依頼書 ③ 交通事故証明書

④ 死亡診断書又は死体検案書（③④は写し可）

※ 口座振替依頼書は、申請書の裏面にあります。

5. 提出期限

令和3年5月7日（金）までに、児童生徒が在学する学校へ提出してください。

6. その他（奨学金の停止について）

（1）交通災害遺児又はその保護者が受給を辞退したとき。

（2）虚偽の申請その他不正な手段により支給を受けていたとき。

（3）交通災害遺児が養子縁組をして両親がそろったとき。

（4）保護者が交通災害遺児を伴って再婚したとき。（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事実にある者を含む。）

（5）他市へ転出したとき。

（6）その他委員会が必要と認めたとき。

上記に該当する場合、奨学金の停止等になり、返金が必要な場合等があります。

問い合わせ先

枚方市教育委員会 教育支援室

電話：050-7105-8043（直通）